

判決要旨

判決言渡 平成 26 年（2014 年）5 月 27 日

平成 21 年（ワ） 第 XXXXX 号 損害賠償請求事件（以下「第 1 事件」という）

平成 21 年（ワ） 第 XXXXX 号 損害賠償請求事件（以下「第 2 事件」という）

平成 23 年（ワ） 第 XXXXX 号 損害賠償等請求事件（以下「第 3 事件」という）

口頭弁論終結日 平成 26 年（2014 年）1 月 20 日

東京地方裁判所民事第 45 部

裁判長 裁判官 山田 明

裁判官 大竹 貴

裁判官 久保田 寛也

主文の要旨：

セクハラ被害者 A～D について 330 万円から 440 万円の賠償責任を被告ビュン（以下「ビュン」という）個人と被告教団（宗教法人「小牧者訓練会」＝「国際福音キリスト教会」。以下、「教団」という）に認める。（「第 1 事件」）

パワハラ被害者 E についてはビュン、幹部教職者及び教団の賠償責任は認められない。（「第 2 事件」）

ビュン個人と教団による、セクハラ被害者 A～D、パワハラ被害者 E、支援者 4 名に対する名誉毀損等に基づく賠償請求は認められない。（「第 3 事件」）

理由の要旨：

1 セクハラ行為の有無について（「第 1 事件」）

(1) 被害証言の信用性

セクハラ被害者の被害証言は以下の理由から信用できる。

(総論部分)

・幹部教職者間でやりとりされたメールには、他の女性信徒2名がビュンによるセクハラ被害を訴えていたことと、この2名から直接事情を聴取した幹部教職者は、この2名の訴えが虚偽であるとの印象を抱かず、ビュンが悔い改める必要があると考えていたことが認められ、教団においてビュンがセクハラ行為を行っていたと考えることが不自然ではない状況にあったことが推認されるので、このメールはセクハラ被害者の供述を強く裏付ける。

・セクハラ疑惑を巡るビュンの言動（幹部教職者とのメールのやりとりなど）からもビュンが女性信徒にセクハラ行為を行っていたことが強く推認され、セクハラ被害者らの供述の信用性を強く裏付ける。

・ビュンと女性信徒との距離が非常に近く、原告以外にも多数のセクハラ被害を訴える者がいたことはセクハラ被害者らの供述の信用性を支える。

・信徒らは、主任牧師のビュンを中心とした権威主義的な運営がされている教団においては、一定の宗教的権威であり、高く尊敬、敬愛されるビュンからその教えに絶対的に従順であることを教えられ、日常的にもビュンやビュンのことを高く尊敬・敬愛しその教えに従順な他の信徒らに囲まれて教団に依存する生活を送ってきた事情からすれば、信徒らがビュンの教えに反することが困難となるような心理状況に陥りやすい環境にあったことを示すものであり、ビュンのセクハラ行為を甘受せざるを得なかったというセクハラ被害者の供述を裏付ける。

・セクハラ被害を訴える者の被害内容が整合的であることもセクハラ被害者の供述の信用性を相互に高め合っている。

(各論部分)

ア 被害者Aの被害供述は十分信用できる。

・2003年4月に幹部教職者に被害を相談し、ビュンから直接謝罪を受けた旨の供述はメールによる裏付けがあり極めて信用性が高い。

・ Aがビュンに親愛の情を示すような手紙を送っていることについては、信徒らは、主任牧師のビュンを中心とした権威主義的な運営がされている教団においては、一定の宗教的権威であり、高く尊敬、敬愛されるビュンからその教えに絶対的に従順であることを教えられ、日常的にもビュンやビュンのことを高く尊敬・敬愛しその教えに従順な他の信徒らに囲まれて教団に依存する生活を送ってきた事情からすれば、信徒らがビュンの教えに反することが困難となるような心理状況に陥りやすい環境にあったことや、霊的指導者に逆らうことは神に逆らうこととも教えられていたのであるから、ビュンの言動に疑問を感じても、それを疑問に感じる自分の方が間違っているのではないかと考え、または考えようとしたことも心理学者の意見書による心理学的な見地からも認知的不協和状況を解消しようとした結果として合理的に了解でき、セクハラ被害を受けたとの供述と矛盾するとはいえない。

・ 供述内容は具体的かつ迫真性に富み、一貫しており、供述態度も真摯であって、夫や子がいるにもかかわらず自らも性的羞恥心をいただくような内容の被害についてビュンを貶める動機もないし、ビュン自身が認めるところでも教団在籍当時にAがビュンに対して殊更嘘をついていたということもできない。

イ 被害者Bの被害供述は十分信用できる。

・ Bのセクハラ被害を受けたとの供述の核心部分の信用性は減殺されない。

・ Bによるビュンに対する親愛の情を示すメッセージカードなどはA同様に考えられ、セクハラ被害を受けたとの供述と矛盾しない。

・ 供述内容は具体的かつ迫真性に富み、一貫しており、供述態度も真摯であって、ビュン自身が認めるところでも教団在籍当時にBがビュンに対して殊更嘘をついていたということもできない。

ウ 被害者Cの被害供述は十分信用できる。

- ・ Cの書き残したメモ，ビュンとのメール，ディボーションノートは一定程度Cの供述を裏付け，セクハラ被害を受けたとのCの供述の核心部分の信用性を減殺しない。

- ・ Cによるビュンに対する親愛の情を示すメッセージカードなどはA同様に考えられ，セクハラ被害を受けたとの供述と矛盾しない。

- ・ 供述内容は具体的かつ迫真性に富み，一貫しており，供述態度も真摯であって，ビュン自身が認めるところでも教団在籍当時にCがビュンに対して殊更嘘をついていたということもできず，Aらによる働きかけによってセクハラ被害を訴えるような強い動機となったとも考えられない。

エ 被害者Dの被害供述は十分信用できる。

- ・ Dがパスカル氏に被害を相談したメールはDのセクハラ被害を受けたとの供述を強く裏付ける。

- ・ 供述内容は具体的かつ迫真性に富み，一貫しており，供述態度も真摯であって，ビュン自身が認めるところでも教団在籍当時にDがビュンに対して殊更嘘をついていたということもできない。

オ ビュンのセクハラ行為を行っていない旨の供述は信用できない

- ・ 原告以外の女性信徒2名が被害を訴えていたことや幹部教職者同士のメール内容と整合せず，「やっていない」ではなくて「覚えていない」と不合理な回答をしている。

- ・ セクハラ問題発覚後もセクハラ行為をしたのかしなかったのかについて，曖昧な返答に終始し，暗に認める言動をとっていることとも整合しない。

- ・ 女性信徒と二人きりになるなど考えられないとしながらもビュンは幹部女性教職者から二人きりの環境でマッサージを受けていたり，Cに対し「デートしようか？」というメールを送っていることとも整合しない。

カ アイランの証言も信用できない

- ・ ビュンの妻であり，教団としても一丸となってビュンの潔白を支持する

ことが宣言されており、靈的指導者に対しての絶対的従順も教えていたのであるから、それらを踏まえて検討しなければならないところ、（以下略）到底信用できない。

(2) 被害認定

A～Dについて合計70件のセクハラ被害を認定した。

本事件（「第1事件」）は、信徒が絶対的に従順であることを求められる主任牧師の立場を利用し、ビュンが聖書の教えなどにかこつけて数々のセクハラ行為に及んでいたものであり、被害者のビュンに対する尊敬、敬愛、親しく交わって聖書を学ぼうとする気持ちを踏みにじる極めて卑劣な行為であり、強い生理的嫌悪感を抱きつつも、もしかしたら自分に非があるかもしれないと思ひ悩み、長年にわたり被害を甘受せざるを得なかった精神的苦痛は、被害の内容や被害後のビュンらの不誠実な対応に鑑みても重大であるなどとして、各被害者に対しビュンと教団に連帯して冒頭記載の賠償金の支払義務を認めた。

なお、刑事事件においてアリバイ成立の可能性があるとして無罪判決となったCの2007年2月17日の姦淫被害については、近接した日時における被害の可能性も含めて検討されているが認定には至らず、さらに日時の幅を広めれば被害の可能性がなお残るが、被告側の防御が十分にされていないので認定することはできないとされた。

2 パワハラ行為の有無について（「第2事件」）

(1) 被害証言の信用性

Eの被害供述は、幹部教職者から200回のスクワットをさせられたという点については客観証拠があり信用できるが、その他は被害を誇張していると思われる部分が多数見受けられ、幻覚や妄想を症状とする病気の影響を受けている可能性も否定できないからEの供述はにわかに信用できない。

(2) 被害不認定

ア 幹部教職者からスクワットを200回させられたことは認定できるが、Eだけでない体力的にも劣る信徒についても同様に命じられており、指導方法として社会的に相当かは疑問と言わざるを得ないものの、損害賠償を認めるほどの違法性がある不法行為ということができない。

その他のEが訴える幹部教職者からの被害も認定できない。

イ ビュンがEの病状を知って様々な作業を指示しているが、重大な責任を伴う精神的負担が大きいものとは認められず、過酷な重労働と認める証拠もない。

ビュンがEに送ったメールは病気のEに対する表現として相当性に疑問を感じる点はあるが、メールの全てが出てきていないので、前後関係が明らかでなく、メールがどのようなやりとりで送られたかが不明なため、メール送信をもって不法行為の成立は認めがたい。

3 セクハラ・パワハラ原告らと支援者がビュンや教団に対して名誉毀損等による賠償義務を負うかについて（「第3事件」）

本民事訴訟は不当訴訟ではなく、Cの告訴も虚偽告訴による不法行為は成立しない。

支援者がした表現行為は、名誉毀損性はあるが対象となる事柄に公共性がある表現行為であり、専ら公共の利益を図る目的と認められ、大部分が真実であって、Cの姦淫被害やEのパワハラ被害のように被害認定されなかった部分についても、証拠上真実と信じることにについて相当な理由があった。

したがって、セクハラ・パワハラ原告らと支援者がビュンや教団に対して名誉毀損等による賠償義務を負うことはない。

以上